

一般社団法人日本地質学会選挙管理委員会規則

(目的・業務)

第1条 選挙管理委員会は、一般社団法人日本地質学会定款14条および第32条に定められた代議員ならび役員を選出するため、事務手続きの一切を選挙規則および選挙細則に基づいて公明正大に執り行う。

第2条 選挙管理委員会は、代議員および役員選挙の結果をWebサイトならびにNews誌で開示するとともに、総会に報告する。

(委員会の構成)

第3条 選挙管理委員は会長、副会長、理事、監事および代議員を除く正会員のなかから理事会が選出し、会長が委嘱する5名の委員により構成される。

2. 委員長ならびに委員長代理は委員の互選によって選出され、委員長は選挙管理委員会を代表する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は総会への報告完了の日までとし、再任はさまたげない。

2. 選挙管理委員は任期中、投票を除いて、代議員および役員選挙への立候補および立候補者の推薦、選挙活動をおこなうことができない。

(選管補助要員)

第5条 選挙管理委員長は、事務局職員を選挙管理委員会の補助要員に任命し、業務の一部を委嘱することができる。委嘱期間は、9月10日～3月15日とする。

2. 補助要員は委員長の指示により、選挙業務（立候補受付、立候補者確認・案内、WebサイトやNews誌への掲示作業、投票用紙・広報等の印刷、郵送、投票の受取など）に関して、選挙管理委員会をサポートし、円滑に選挙が遂行されるよう協力する。なお、選挙活動に類する行為は厳に慎むものとする。

附 則

・本規則は2009年6月30日から施行する。